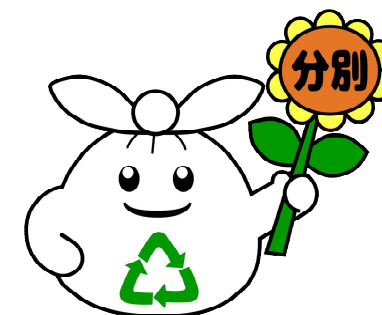


令和9年4月から変わる 事業系廃棄物の処理などについて

1. 事業系廃棄物とは
2. 産業廃棄物について
3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」
4. 市が管理する施設の利用方法



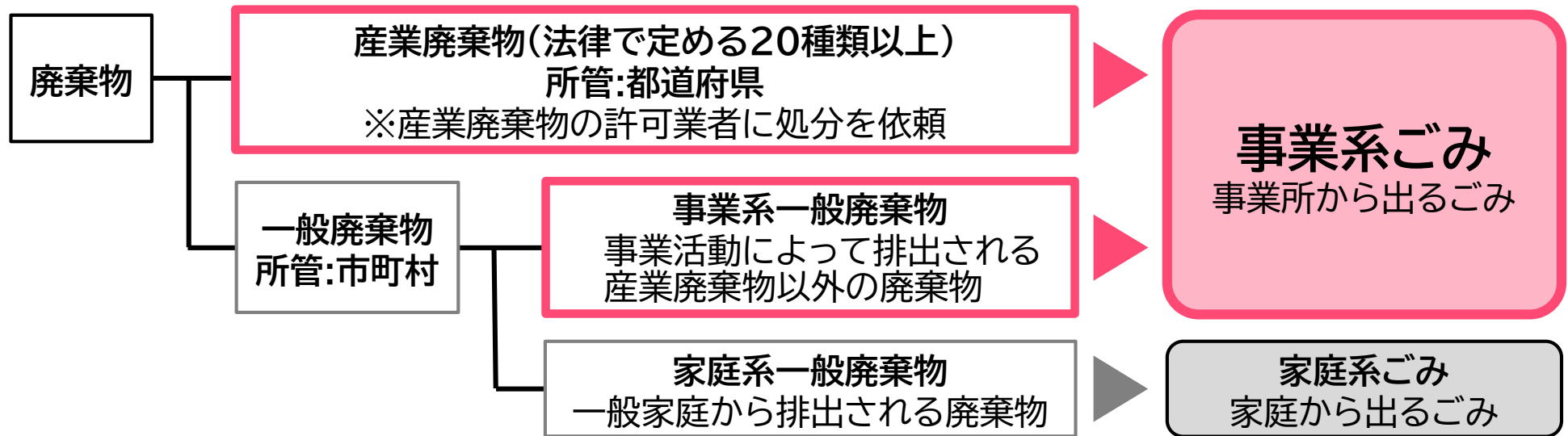


1. 事業系廃棄物とは

- ① 事業系廃棄物の処理の責務
- ② 事業系廃棄物の分別方法等
- ③ 事業系廃棄物の処理の流れ
- ④ 事業系廃棄物を搬入できる施設

1. 事業系廃棄物とは

① 事業系廃棄物の処理の責務



事業系ごみは、自ら処理する責任があります

- 法律により、事業系ごみは量に関わらず、事業者自らの責任において、適正に処理することとされています。
- 家庭ごみの収集場所に事業系ごみを出した場合は、法律により、不法投棄として罰せられる場合があります。市指定ごみ袋の使用もできません。
(名寄市事業系ごみ分別排出マニュアルP.1)

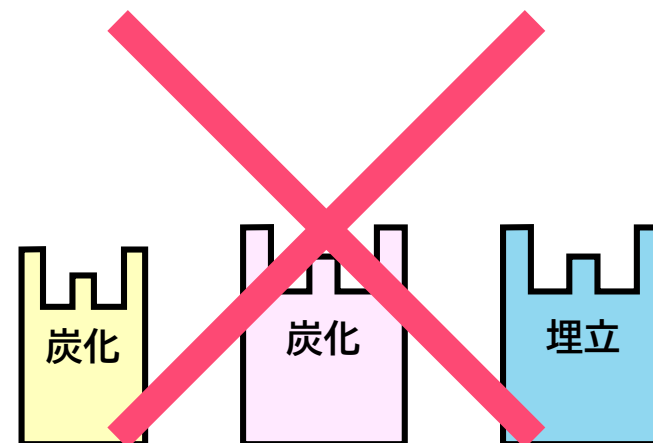
1. 事業系廃棄物とは

② 事業系廃棄物の分別方法等

「名寄市事業系ごみ分別排出マニュアル」に基づいて
分別・排出する



▶ ごみ分別ガイドブックは
家庭から出る一般廃棄物を
分けるときのガイドブックです



1. 事業系廃棄物とは

③ 事業系廃棄物の処理の流れ



処理方法①

排出した事業者が自ら行う

処理方法②

廃棄物処理許可業者に委託する

注意！委託した場合でも、最終処分されるまでは、排出した事業者の責任です。

1. 事業系廃棄物とは

④ 事業系廃棄物を搬入できる施設(R9.3.31まで)

管理・運営	処理施設名	産業廃棄物	事業系 一般廃棄物	家庭系 廃棄物
名寄市	①市リサイクルセンター	×	△注1	○
名寄市	②風連一般廃棄物最終処分場	×	×	○
名寄市	③風連リサイクルプラザ	×	△注1	○
衛生施設事務組合	④炭化センター	×	○	○
衛生施設事務組合	⑤名寄地区広域最終処分場	×	○	○
民間企業	⑥産業廃棄物処理施設	△注2	△注3	△注2

注1 【搬入可】新聞・雑誌・段ボールのみ 【搬入不可】びん・缶・ペットボトル・スプレー缶類
プラスチック容器包装類・紙製容器包装類・蛍光管・小型家電

注2 処理施設の基準などによる。搬入できないものもある。

注3 市の一般廃棄物処分業許可がある場合は搬入できる。



2. 産業廃棄物について

- ① 産業廃棄物の区分
- ② 産業廃棄物か一般廃棄物かの判断
- ③ プラスチック製品処分の例

2. 産業廃棄物について

① 産業廃棄物の区分

区 分	業種指定
①紙くず	有
②木くず	有
③繊維くず	有
④動植物性残さ	有
⑤動物性固形不要物	有
⑥動物のふん尿	有
⑦動物の死体	有
⑧燃え殻	全事業所
⑨污泥	全事業所
⑩廃油	全事業所
⑪廃酸	全事業所

区 分	業種指定
⑫廃アルカリ	全事業所
⑬廃プラスチック	全事業所
⑭ゴムくず	全事業所
⑮金属くず	全事業所
⑯ガラスくず、コンクリートくず、 陶磁器くず	全事業所
⑰銧さい	全事業所
⑱がれき類	全事業所
⑲ばいじん	全事業所
⑳法施行令第2条第13 号の廃棄物	全事業所

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条・名寄市事業系ごみ分別排出マニュアル 3ページ)

2. 産業廃棄物について

② 産業廃棄物か一般廃棄物かの判断

【ポイント】

1 排出する廃棄物の材質は何か？

例:プラスチック → ⑬廃プラスチック

2 業種指定はあるか？

⑬廃プラスチックは、業種指定がないため、
業種に関係なく産業廃棄物となる。

2. 産業廃棄物について

③ プラスチック製品処分の例

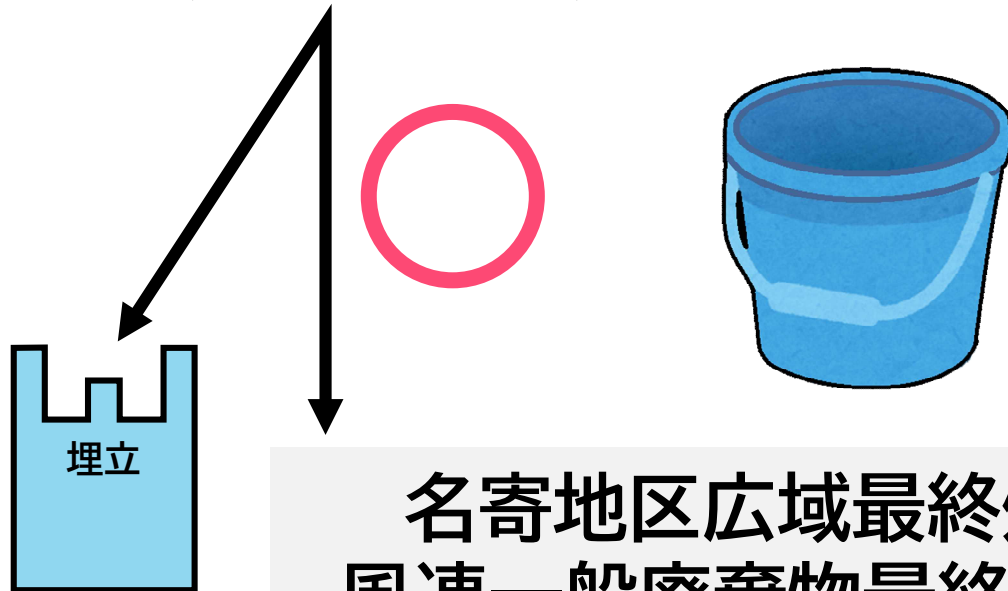
プラスチックのバケツ

家庭から排出

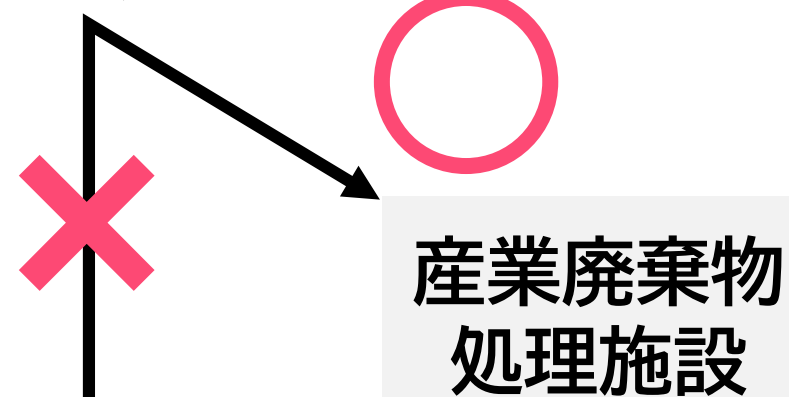
事業者から排出

家庭系廃棄物＝一般廃棄物

産業廃棄物



名寄地区広域最終処分場
風連一般廃棄物最終処分場※
(※家庭系廃棄物のみ)





3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

- ① 施設の概要
- ② 事業系一般廃棄物の搬入先
- ③ 開場日・時間・閉場日
- ④ 事業系一般廃棄物の搬入方法
- ⑤ 事業系一般廃棄物の受入基準
- ⑥ 直接搬入手数料

3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

① 施設の概要

- ▶ 令和9年4月稼働予定
- ▶ 名寄地区衛生施設事務組合（名寄市・美深町・下川町・音威子府村で構成）が整備



焼却施設 30t/日(15t×2炉、16時間運転)

破碎選別施設 3.6t/日(5時間運転)



3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

② 事業系一般廃棄物の搬入先

- ▶ 事業系一般廃棄物の搬入先は、「エコスピカ」に一本化
- ▶ 現在の処理施設は利用できなくなります

【受入終了】
炭化センター
(衛生施設事務組合)

【受入終了】
名寄地区広域最終処分場
(衛生施設事務組合)

【事業系不可・受入終了】
風連一般廃棄物最終処分場
(名寄市)

【事業系一般廃棄物】

- 使用できる袋は、透明または半透明
- 燃やせるもの・大型ごみに分けて降ろす

名寄地区一般廃棄物中間処理施設
「エコスピカ」
(衛生施設事務組合)

3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

③ 開場日・時間・閉場日

検討内容	①維持管理コストの縮減 ②市町村が収集した家庭ごみの円滑な受入体制の確保 ③連続週休2日制の確保
------	--



開場日 月曜日から金曜日まで（祝日を含む）

受入時間 午前 午前9時から正午まで

午後 午後1時30分から午後4時30分まで

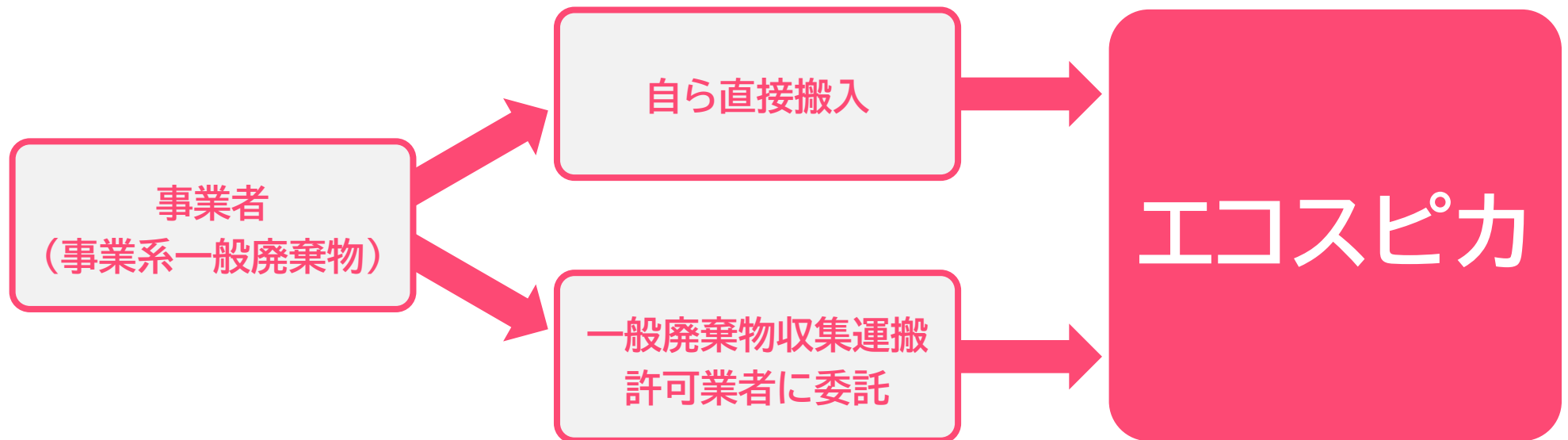
閉場日 土曜日・日曜日・年末年始（12月31日から1月3日まで）

＊エコスピカは、衛生施設事務組合が管理・運営します。

3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

④ 事業系一般廃棄物の搬入方法

- ▶ 事業系一般廃棄物の搬入方法は、「自ら直接搬入」か「許可業者への収集委託」の2つのみです。

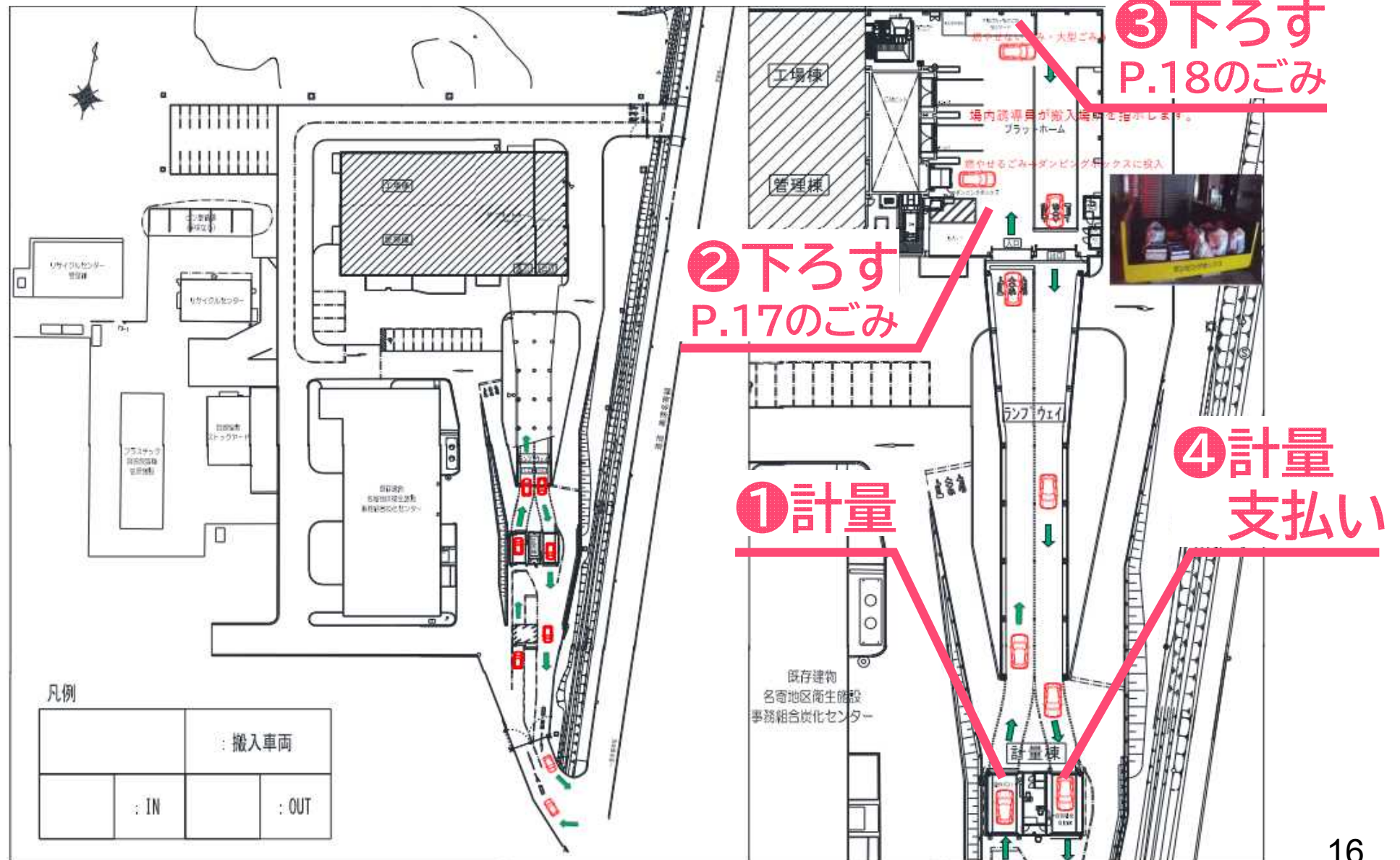


名寄市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

<http://www.city.nayoro.lg.jp/section/ecohima/vdh2d100000031qn.html>

3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

④ 事業系一般廃棄物の搬入方法



3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

⑤ 事業系一般廃棄物の受入基準

(1) 焼却処理できるごみの受入基準

幅1.0m・長さ1.2m・高さ1.0m 以内



紙くず・木くず・繊維くず(天然素材)
動植物性残さ など



プラスチック・燃え殻・ゴム製品
→ 全て産業廃棄物

3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

⑤ 事業系一般廃棄物の受入基準

(2) 破砕処理できるごみの受入基準

幅1.5m・長さ2.5m・高さ1.0m 以内

※木材は□0.31mまで



畳(100%い草のもの)
木製品の家具(金具は外す)



ガラス・コンクリート・陶磁器・金属
がれき → 全て産業廃棄物

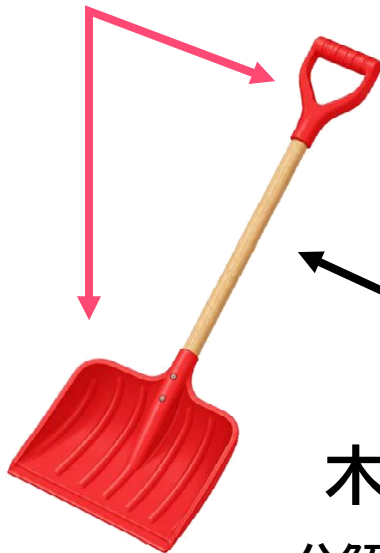
3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

⑤ 事業系一般廃棄物の受入基準

(3) 産業廃棄物が含まれる場合

例1 除雪スコップ

廃プラ＝産業廃棄物
金属くず＝産業廃棄物



例2 金づち

金属くず＝産業廃棄物



木くず＝事業系一般廃棄物

分解し、木くずのみとしたものは搬入可

3. 新しいごみ処理施設「エコスピカ」

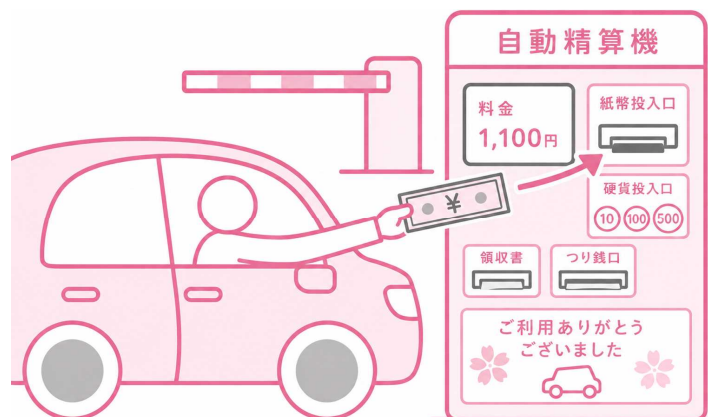
⑥ 直接搬入手数料

100kg以下 = 一律 1,100円(税込)

100kg超過分 = 10kgにつき + 110円(税込)

重量	手数料 (税込)
100kg	1,100円
110kg	1,210円
120kg	1,320円
⋮	⋮

直接搬入手数料は、名寄地区衛生施設事務組合に直接、お支払いいただきます。





4. 市が管理する施設の利用方法

- ① 市リサイクルセンター(大橋)
- ② 風連リサイクルプラザ(風連町字中央)

市が管理する施設の利用方法

① 市リサイクルセンター(大橋)

開場日 月曜日から金曜日まで(祝日を含む)

受入時間 午前9時から午後5時まで

休み 土曜日・日曜日・年末年始(12月29日から1月3日まで)

持込可能なもの
(無料受入)

新聞類・雑誌類・段ボール・紙パック
【NEW】シュレッダーごみ(透明・半透明の袋)
※産業廃棄物(工事図面や新聞業・印刷加工業)は不可

持込不可

プラスチック資源・びん・缶・ペットボトル
小型家電・水銀使用製品・電池類(乾電池・ボタン電池)
紙製容器包装類→エコスピカ

市が管理する施設の利用方法

② 風連リサイクルプラザ(風連町字中央)

開場日 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日(祝日を含む)

受入時間 午前10時から午後1時まで

休み 水曜日・土曜日・日曜日・年末年始(12月29日~1月3日)

持込可能なもの
(無料受入)

新聞類・雑誌類・段ボール・紙パック
【NEW】シュレッダーごみ(透明・半透明の袋)
※産業廃棄物(工事図面や新聞業・印刷加工業)は不可

持込不可

びん・缶・ペットボトル・小型家電・スプレー缶類
水銀使用製品・電池類(乾電池・ボタン電池)
紙製容器包装類→エコスピカ